

公告——掲載論文の削除について

法学研究編集委員会は、『法学研究』第七十五卷第十二号（二〇〇二年十二月発行）掲載の論説、木村弘之亮「ドイツ租税回避防止規定の動向」の七〇四四ページがドイツ語の注釈書（Klaus Tipke, Heinrich Wilhelm Kruse, Abgabenordnung, Finanzgerichtsordnung: Kommentar zur AO und EGO (ohne Steuerstrafrecht), Losebl., 16. Aufl., Köln, 1996）の一部を翻訳し、それを自分の論考として公表したものと認める。したがって、同論文の全文を削除する。

本委員会は、後に削除するに至る原稿を本誌に掲載したこと、および、そのことが読者諸氏にもたらした多大な不都合に対して、衷心より陳謝の意を表するものである。

二〇〇三年五月九日

法学研究編集委員会委員長 根岸 毅